

羽曳野市子ども読書活動推進委員会設置規則

平成 25 年 3 月 29 日

羽曳野市教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)第 3 条の規定に基づき、羽曳野市子ども読書活動推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、審議等を行い、意見を述べるものとする。

- (1) 羽曳野市子ども読書活動推進計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 羽曳野市子ども読書活動推進計画の進捗状況の管理及び検証に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げる事項のほか、子どもの読書活動の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 羽曳野市立図書館協議会の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 子どもの読書活動に関心のある市民
- (4) 市立図書館ボランティア団体の代表者
- (5) 羽曳野市学校図書館司書会の代表者
- (6) 生涯学習室図書館課長
- (7) 教育委員会事務局の職員
- (8) 市の職員
- (9) 市立保育園の職員
- (10) 市立幼稚園の職員

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認める場合には、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(報酬等)

第6条 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の定めるところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習室図書館課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。